



平成27年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社リロ・ホールディング
代表者名 代表取締役社長 中村 謙 一
(コード：8876 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 門田 康
(TEL03-5312-8704)

内部統制システム整備に関する基本方針の一部改定について

当社は、平成27年4月28日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 役職員の事業活動における職務の執行が法令・企業倫理・社内規則等に適合することを確保するため、コンプライアンス担当役員を任命するとともに、担当部署として法務コンプライアンス室を設置する。
 - (2) 役職員に対しコンプライアンス教育等を行うことにより、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - (3) 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応し、一切の関係を遮断する。
2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行にかかる情報に関しては、社内規程に基づき保存年限を各別に定め保存する。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理については、会社規程を定めるとともに、全社的リスクの把握・管理をリスクマネジメント室が担当する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務執行の効率性を向上させ、採算管理を徹底するため、予算制度を設ける。
 - (2) 取締役の職務執行は、業務分掌規程、職務権限規程において職務執行の責任と権限の範囲を明確にして効率的に行う。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）共通のコンプライアンスポリシーを定め、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。
- (2) 当社はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス管理規程および関連規程に基づき、子会社におけるコンプライアンス推進を支援する。
- (3) 当社取締役および使用人を必要に応じて出向させるとともに、「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務を所管する部署と連携し、子会社における法令および定款に適合するための指導・支援を実施する。
- (4) 当社の内部監査室が、「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。

ロ. 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社は、経営企画室を子会社管理の担当部署とし、「関係会社管理規程」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握する。
- (2) 子会社における経営上の重要な要件を「職務権限明細書」において当社の承認が必要となる事項として定め、関係書類の提出を求めるなど、事前協議の上、意思決定を行う。
- (3) 子会社における業務執行状況および決算等の財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認する。

ハ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、子会社に対し、重大なリスクが発生した場合には、直ちに当社のリスクマネジメント室担当役員および子会社管理部門に報告することを求め、当社は事案に応じた支援を行う。また、当社は、子会社に対し、各社ごとのリスク管理体制の整備を求める。

ニ. 子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 子会社管理について、当社経営企画室が子会社の指導・育成の基本方針を立案し、事業および経営の両面から子会社を指導・育成する。
- (2) 当社経営企画室は、子会社に対し、貸借対照表・損益計算書等の経営内容、予算実績対比等の提出および報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握する。また、当社経営企画室管掌役員は、子会社の決算損益等を定期的に当社取締役会に報告する。

ホ. 当社および子会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社との定例会議や月次・週次レビューを通じての情報交換等により、適切な連携体制の確立を図る。
- (2) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、財務報告書作成時の不正または誤謬の発生に対する未然防止および早期発見のため、運用・監視・是正を継続する。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査役から、その職務を補助すべき使用人の設置が求められた場合、法務コンプライアンス室に必要な要員を配置し対応する。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人の異動、処遇、懲戒等の人事事項に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

- (3) 監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役の職務を補助するに際して、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとする。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役会に対して「違法不正行為」「重大な損害を与える事項」「社内処分事項」を監査役会に報告すべき事項とする。
- (2) 当社の監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役または使用人にその説明を求めることとする。
- (3) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役会に報告する。
- (4) 監査役へ報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役と代表取締役が定期的にミーティングを行うことにより、適切な意思疎通および効果的な監査を遂行する体制を目指す。
- (2) 当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

以 上